

令和4年度から制度が拡充されました

空き家活用支援事業補助金制度

この制度は、空き家の有効活用と適正な維持管理による空き家の解消を促進し、地域の活性化を図ろうというものです。

補助の対象者は？

1. 空き家を改修し、住宅として居住・賃貸又は事業所として活用・賃貸しようとする人

改修後、10年以上の居住・活用が必要です。

対象の建物は？

2. ①戸建て住宅で空き家の期間が6か月以上（若しくは、空き家バンクへの登録物件）のもの
- ②昭和56年5月以前着工の住宅の場合、耐震基準を確保しているもの
- ③建築後20年以上経過した空き家で、水回り等の設備が10年以上更新されていないもの

耐震基準の詳細は裏面へ

補助対象の工事費は？

3. 空き家の機能回復及び設備改善のための工事に要する経費

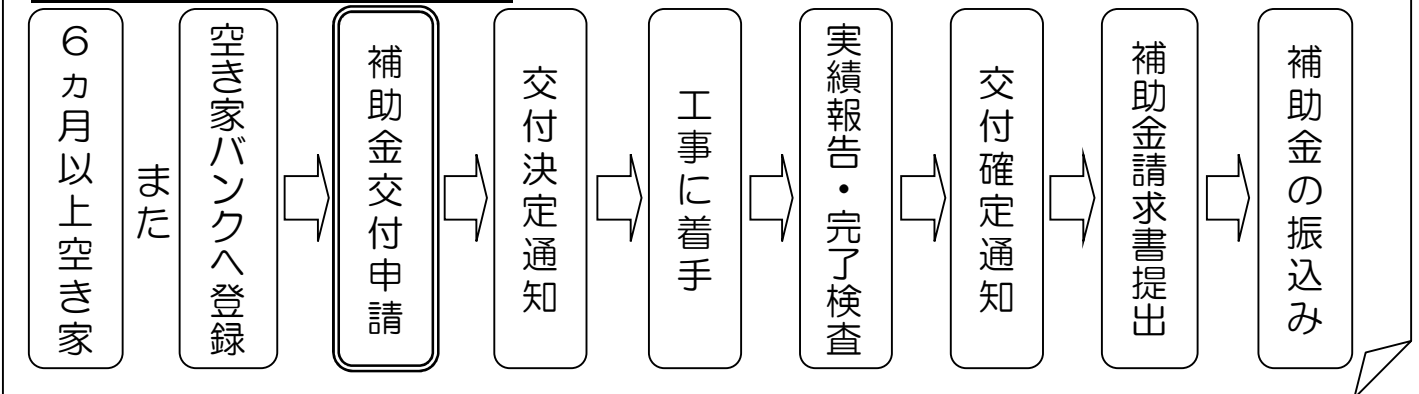
対象範囲の詳細はお問い合わせください

補助金額は？

4. 対象経費の額や空き家の所在地、申請者の世帯状況によって補助金額が決まります。（若年・子育て世帯など）

補助額の詳細は裏面へ

補助金交付申請の流れ



【注意事項】

- ① 町税等に滞納がある場合は、受給できません。
- ② 親元近居住宅取得等支援補助金・結婚新生活支援補助金・住宅リフォーム補助金との併用はできません。
- ③ 事業完了後10年間、事業完了の翌年度と翌年度から3年ごとに、活用状況の報告が必要となります。

【補助額詳細】

補助タイプ		一般世帯		若年・子育て世帯 UIJターン世帯	
区域区分		市街化区域	調整区域	市街化区域	調整区域
対象 経 費	100万円以上 150万円未満	60万円	80万円	80万円	90万円
	150万円以上 200万円未満	90万円	120万円	120万円	127.5万円
	200万円以上 250万円未満	110万円	150万円	150万円	165万円
	250万円以上 300万円未満	140万円	180万円	180万円	202.5万円
	300万円以上	150万円	200万円	200万円	225万円

若年世帯・・・夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯

子育て世帯・・・申請時点で子ども又は妊娠している者が属する世帯

UIJターン世帯・・・申請時点で住所が県外である又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後
2年を経過しない世帯

【耐震基準】

耐震診断区分		構造区分	耐震基準	
			改修建築物を自己の居住又は 業務の用に供する場合	左記以外の場合
1	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上	上部構造評点が1.0以上
2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標 (Is) が0.3以上	構造耐震指標 (Is) が0.6以上
3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造		構造耐震指標 (Is) を構造耐震判定指標 (Iso) で除した値が1.0以上
4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造		
5	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること	
6	上記1から5に掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記1から5までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること	

【問合せ先】

稲美町都市計画課

TEL079-492-9143 FAX079-492-2345

mail : tosikeikaku@town.hyogo-inami.lg.jp